

報道発表資料

令和8年5月20日

独立行政法人国民生活センター

副業サポートや投資の名目で借金させる業者に注意！ －複数の貸金業者から次々と借り入れさせる手口が目立ちます－

全国の消費生活センター等には、副業や投資に関する消費者トラブルが依然として多く寄せられています。こうしたトラブルでは、サポート費用や投資資金等の名目で多額の金銭を請求されますが、勧誘時に「簡単に儲かる」「すぐに返済できる」と説明され、それを信じて支払ってしまいます。しかし、実際には副業や投資で儲けることはできず、トラブルになっています。副業や投資を勧誘する業者から「すぐに返済できる」と言われて借り入れをした場合であっても、その借り入れに対する返済義務は借り入れをした消費者が負います。

国民生活センターでは、こうしたトラブルについて、これまでも消費者に注意を呼び掛けてきましたが¹、近年、副業や投資等を勧誘する業者から指示されるままに、複数の貸金業者から短期間のうちに次々に借り入れ、副業等を勧誘してきた業者に支払っているケースが目立ちます。特に20歳代以下という若年層からの相談が多く、より一層の注意が必要となります。

そこで、このような消費者トラブルを防止するため、相談事例を紹介し、消費者への注意喚起を行うとともに、同種被害の未然防止・拡大防止のため、業界団体への要望を行います。

¹ 2023年6月「20歳代が狙われている!? 遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる副業や投資の勧誘に注意」

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230607_1.html

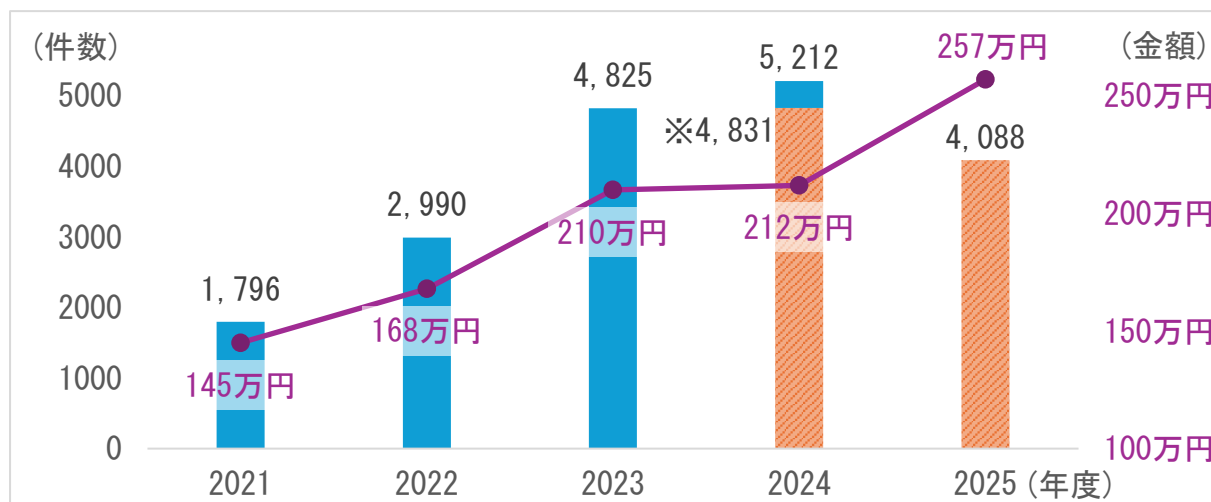
2024年5月「SNSをきっかけとして、著名人を名乗る、つながりがあるなどと勧誘される金融商品・サービスの消費者トラブルが急増－いったん振込してしまうと、被害回復が困難です！－」

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240529_1.html

2024年9月「スキマ時間に気軽に稼げる等とうたう副業トラブル！－簡単なタスクを行う副業でお金を払う??詐欺に騙されないで－」

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240904_1.html

(図1) PIO-NET²にみる、複数の貸金業者から次々と借り入れさせる手口に関する年度別相談件数³および年度別平均契約購入金額⁴



※2024年度同期件数 (2025年3月31日までのPIO-NET登録分) は4,831件。

1. 相談事例 (()内は受付年月、契約当事者の属性)

【事例1】アフィリエイトのサポート契約のため、複数の消費者金融から次々に借り入れ、合計450万円になった

動画を見るだけで収入が得られるというネット広告が出て、自分でもできると思い登録した。業者から電話があり、アフィリエイトで稼ぐためのサポートをする450万円のコースを勧められた。「お金はない」と言ったら、「アフィリエイトの収入で支払えるから」と言われ、消費者金融から借り入れるように指示された。複数社のWEB申込画面が届き、画面共有アプリをダウンロードするように指示され、業者と画面を見ながら申込画面に入力した。アルバイトで月収10万円強だが、消費者金融の申し込みでは「正社員で年収300万円」と申し込むよう言われた。その日のうちに合計450万円を借り入れ、私の銀行口座に複数回入金があったが、直後に合計500万円以上がどこかに送金されていた。不審なのでクーリング・オフしたい。

(2024年11月受付 20歳代 女性)

【事例2】アルバイトを検索して出てきた業者に競馬予想ソフトを勧められ、消費者金融3社から合計100万円を借りて契約したが、代金が高額で不審だ。返金してほしい

インターネットでアルバイトを検索して出てきた業者とメッセージアプリでやりとりし、昨日業者から電話があった。AIで作成した競馬予想ソフトで儲けられると言われた。代金150万円を消費者金融で借り入れるよう案内され、インターネット上で消費者金融3社から合計100万円を借りて、AI作成者だという個人名義の口座に振り込んだ。残り50万円は今日振り込むことになっ

² PIO-NET (パイオネット: 全国消費生活情報ネットワークシステム) は、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。

³ 本資料では、業者による借り入れ指示の有無や、短期間に連続して貸金業者に借り入れたものであるかを問わず、複数の貸金業者等から借り入れた事案を対象に集計している。相談件数は、2021年度以降受け付け、2026年3月31日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

⁴ 金額が不明な相談を除いた0円を含むすべての相談の算術平均。図中の金額は1万円以下を四捨五入した値。自身の預貯金から支出したなど貸金業者等からの借り入れ以外の金額も含まれる。

ている。家族に話したら不審だと言われた。解約して、支払った100万円を返金してほしい。

(2025年3月受付 30歳代 男性)

【事例3】インターネットで見つけた「FXで儲かる」という業者に消費者金融3社から合計150万円を借りて支払ったが、詐欺だと気づいた

インターネットで見つけた「FX投資で儲かる」という業者と契約をした。約150万円の費用は消費者金融3社から借金するように言われ、そのとおりに借入れをして支払った。支払いは複数回に分けて業者の指定する口座に振り込んだが、振込先の名義は契約先と異なっていた。

消費者金融への返済は自分で負担する必要はないと聞いていたのに、投資した資金の出金ができず、消費者金融には自分で返済せざるを得なくなってしまった。おかしいと思い、詐欺にあったと気づいた。どうすればよいか。

(2025年1月受付 20歳代 女性)

2. 相談事例からみる問題点

(1) 「簡単に稼げる」「すぐに元が取れる」などと言われて借金をして契約しても、収入が得られず、高額な借金だけが残ってしまう

副業や投資などを勧誘する業者から「簡単に稼げる」「儲かる」「すぐに元が取れる」などの言葉で勧誘され、サポート費用等の高額な費用を請求されます。「お金がない」と断っているケースもみられますが、業者は貸金業者からの借入れ方法を指示しています。借金をして支払ったとしても、収入が得られず、借金の返済が困難となってしまうケースがみられます。

(2) 複数の貸金業者から短期間のうちに次々に借入れさせ、年収を大幅に超える金額の借金をさせるケースがみられる

特に若年層の消費者にとっては、請求金額が高額であるため、手元にある資金等では支払うことができません。そのような若年層の消費者に対し、貸金業者に虚偽の年収等の申告を行う方法（事例1）や、インターネット上で次々と借入れを行う方法（事例2）等を指示しているケースがみられます。これらの方法により、短期間のうちに複数の貸金業者から次々と借入れさせた結果、消費者の年収を大幅に超える金額となっている事例（事例1）も寄せられています。

(3) 副業や投資などを勧誘する業者から「副業や投資の説明のために必要」などと言われて遠隔操作アプリをインストールさせられたり、画面共有をされたりすることがある

副業や投資などを勧誘する業者が消費者に遠隔操作アプリをインストールさせて消費者のスマートフォン等を遠隔操作したり、画面を共有しながら借入れの申し込みの手順や内容について細かく指示を出すため、消費者は冷静に考える余裕がないまま高額な借入れを次々に繰り返してしまうことがあります。

3. 消費者へのアドバイス

(1) 「簡単に稼げる」「すぐに元が取れる」などの甘い言葉をうのみにせず、借金をしてまで契約しないようにしましょう

副業や投資などを勧誘する業者と直接やり取りをした際に、「簡単に稼げる」「もうかる」「すぐに元が取れる」などと言われて、広告や事前の説明になかった高額な契約を勧誘されることがあります。しかし、簡単にお金を稼げるようないい話はなく、借金をすぐ返せる保証もまったくありません。こういった甘い言葉をうのみにしてはいけません。

特に、副業や投資などを勧誘する業者から貸金業者に虚偽の申告を行う方法や短時間に次々と複数の貸金業者からの借入れを指示された場合、貸金業者において消費者への過度な貸付けを防止することが困難になってしまう場合があります⁵。副業や投資などを勧誘する業者から虚偽の申告をするよう指示されたり促されたとしても、絶対に貸金業者に虚偽の申告はしないでください。

もし貸金業者からの借入れを勧められたら、いったん冷静になるためにも周りの人に相談しましょう。借り入れる前に貸金業者の窓口等に状況を伝え、相談することも一法です。

(2) 安易に遠隔操作アプリをインストールしたり、副業や投資などを勧誘する業者と画面を共有したりしないようにしましょう

遠隔操作アプリを使って副業や投資などを勧誘する業者にスマートフォンなどの画面を共有すると、十分な判断をする余裕がないまま高額な借金や送金の手続をさせられたり、証拠となるやり取りを勝手に消去されたりしてしまふことがあります。

手続のために必要などと言われても、安易に遠隔操作アプリをインストールしたり、画面共有を許可したりしないことが大切です。遠隔操作アプリのインストールや操作等について不安に感じることがある場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に相談しましょう⁶。

(3) 不安に思った場合やトラブルが生じた場合には、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう

*消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

お住まいの地域の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

4. 関係団体への要望

貸金業者各社では特定条件の申込者への注意喚起や申し込み時の資金使途の確認などの対策が講じられているところですが、副業や投資などを勧誘する業者から、サポート費用や投資資金等の名目で金銭を請求し、その際、複数の貸金業者から借入れさせるケースが急増していることを踏まえ、同種トラブルの未然防止・拡大防止のため、引き続き以下の取組を推進するよう関係団体に要望します。

- ・貸付審査に際しては、副業や投資などを勧誘する業者が遠隔操作アプリを使用させたり、消費者への指示により虚偽の職業や収入を申告させるケースがあることを踏まえ、画面共有を無効化する技術導入の検討や、職業や資金使途、借入希望額等に違和感があるなど副業や投資のた

⁵ 貸金業法による過度な貸付けを防止するための仕組みについては、金融庁 HP「貸金業法 Q&A」を参照。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/qa.html>

⁶ 2023年4月、独立行政法人情報処理推進機構「遠隔操作ソフト（アプリ）を悪用される手口に気をつけて！」

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/attention/2023/mgdayori20230411.html>

めの借入れを想起させる端緒が認められた場合には、本人へのヒアリングや注意喚起、謝絶等の、より慎重な貸付審査に努めること



- ・複数の貸金業者から次々に借入れさせるケースがあることを利用者に周知するなど、同種トラブルの発生や拡大防止に努めること

【要望先】

- ・日本貸金業協会（法人番号5010405007114）

5. 情報提供先

- ・消費者庁（法人番号5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会（法人番号2000012010019）
- ・金融庁（法人番号6000012010023）
- ・警察庁（法人番号8000012130001）

 <p>自己解決をサポートする 消費者トラブル FAQ</p>	<p>国民生活センターは、「消費者トラブル FAQ サイト」で、 消費者トラブルにあった方に解決に向けた情報提供をしています。 是非ご利用ください。https://www.faq.kokusen.go.jp/</p>	
---	---	--

(参考)

PIO-NET における、複数の貸金業者から次々と借り入れさせる手口の相談情報の詳細⁷

<契約当事者の属性等>

(1) 性別 (n=4,067)

男性34.9%、女性65.1%

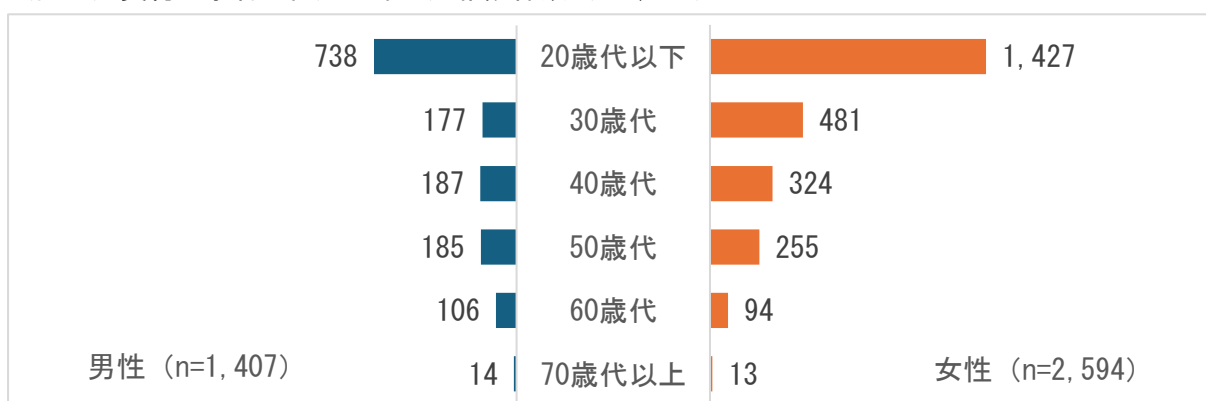
(2) 職業 (n=3,981)

給与生活者が全体の71.9%を占め、次いで無職(11.7%)、学生(9.6%)が多い。

(3) 年代 (n=4,006)

平均年齢は33.5歳。年代別では20歳代が53.9%を占め最多となっている。

(図2) 契約当事者の性別・年代別相談件数 (n=4,001)



(表) 商品・役務等別相談件数〔上位5位〕

順位	商品・役務等	件数
1	他の内職・副業(転売サイト、アフィリエイト内職など)	1,803
2	役務その他サービス(副業サポート契約など)	757
3	金融コンサルティング(FX自動売買システムなど)	247
4	ファンド型投資商品(全般)(いわゆる集団投資スキーム、預託契約など)	201
5	金融関連サービスその他(暗号資産の購入など)	183

⁷ 2025年度のデータ(2026年3月31日までの登録分)から算出。割合は小数点以下第2位を四捨五入した値であるため、数値の合計が100%にならない場合がある。契約当事者の性別・職業・年代は不明・無回答等を除く。